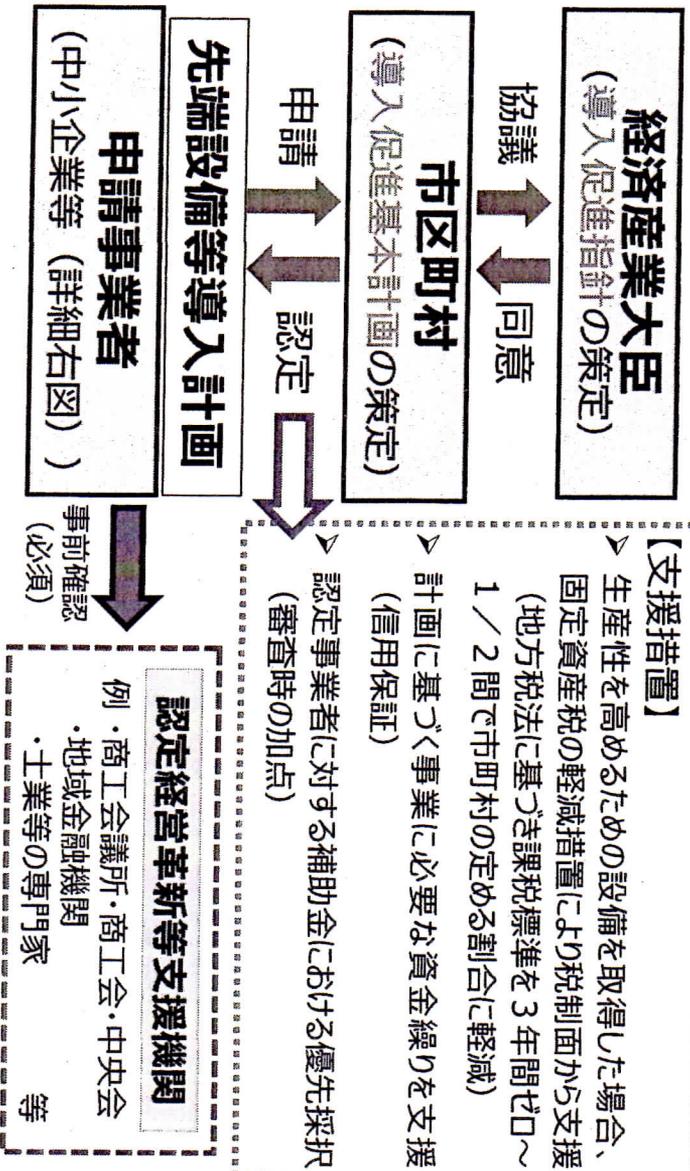


# 「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- この計画は、所在している市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

## ○先端設備等導入計画のスキーム



## ○認定を受けられる「中小企業者」の規模 (中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

政令指定業種

\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

## 固定資産税の特例について

- 先端設備等導入計画の認定を中小企業のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

<p>対象者 ※1</p>	<p>資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）</p>
<p>対象設備 ※1</p>	<p>生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置（160万円以上/10年以内）</li> <li>◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）</li> <li>◆器具備品（30万円以上/6年以内）</li> <li>◆建物附属設備（※2）（60万円以上/14年以内）</li> </ul>
<p>その他要件</p>	<p>生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと</p>
<p>特例措置</p>	<p>固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2（※3）に軽減</p>

※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く ※3 市町村の条例で定める割合